

新宿御苑学院 返金規定

この規定は、新宿御苑学院が入学を許可した者で、かつ在留資格申請をしている場合において、学費の返金に関する事項について定めたものである。本規程は、日本語を成文とする。

(原則)

- 1. 学費の返金は、学生本人または経費支弁者を通じて行うものとする。
- 2. 学費返金の際に発生する振込手数料は、受取人の負担とする。
- 3. 学費納入後の辞退に伴い発生する事務手数料（法務省出入国在留管理庁への報告文書作成および報告時の通信費、これに係る人件費、帰国確認等にかかる通信費、クラス編成や講師手配に係る人件費等）として、33,000 円（税込）を返金額から差し引くものとする。
- 4. 稟議を経て承認された場合、以下の返金規定に基づき返金手続きを行うものとする。

① 申請前、申請後 辞退

一旦納入された選考料については、在留資格認定証明書申請前および交付後を問わず、辞退された場合、理由の如何を問わず返金は行わないものとする。

② 来日前 入学辞退

学費納入後、来日前にやむを得ない事情により留学をキャンセルする場合、書面による理由の通知に加え、在留資格認定証明書および入学許可証明書を返還することを条件として返金を行うものとする。ただし、選考料は入学選考および留学ビザ申請の対価であり、入学金は入学希望者の学籍確保および受け入れ準備に係る事務作業の対価であるため、返金の対象とはならない。

③ 入学後 受講辞退

入学後、やむを得ない事情により受講辞退する場合、文書による届出をもって返金を行うものとする。入学後 6 か月以上在籍している場合、提出時点で開始していない月の授業料を返金対象とする。ただし、入学後 6 か月未満の場合、6 か月目までの授業料は返金の対象としない。

※選考料、入学金、教材費、留学生保険については返金の対象とはならない。

④ 除籍の場合

留学中に法令または校則に違反し、除籍処分となった者については、授業料の返金を行わないものとする。

返金規定					
辞退時期	① 申請前、申請後 辞退	② 納入後 来日前入学辞退	③ 入学後の受講辞退 (6ヶ月未満)	③ 入学後の受講辞退 (6ヶ月以上)	④ 除籍の場合
選考料	返金なし	返金なし	返金なし	返金なし	返金なし
入学金	-	返金なし	返金なし	返金なし	
授業料	-	返金（全額）	返金（6ヶ月分）	返金（未受講月分）	
教材費	-	返金（全額）	返金なし	返金なし	
留学生保険料	-	返金（全額）	返金なし	返金なし	
事務手数料	-	33,000円	33,000円	33,000円	
必要な確認事項	-	・ 辞退理由書 ・ 辞退に伴う証明書 ・ 在留資格認定証明書と 入学許可証明書の返却	・ 帰国確認 ・ 在留カードの失効確認	・ 帰国確認 ・ 在留カードの失効確認	